

| | |
|------------------|---|
| Title | 明治二十五年・選挙干渉事件と大木喬任：佐賀県を事例として |
| Sub Title | OKI Takato and the government's interference in the General election of 1892 |
| Author | 末木, 孝典(Sueki, Takanori) |
| Publisher | 慶應義塾福沢研究センター |
| Publication year | 2011 |
| Jtitle | 近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.28, (2011.), p.297- 330 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20110000-0297 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治二十五年・選挙干渉事件と大木喬任

——佐賀県を事例として——

末木 孝典

一 はじめに

明治二十五年・選挙干渉事件とは、第一次松方正義内閣下で行われた第二回衆議院議員選挙（以下、第二回総選挙）において、政府、官僚、府県知事などが政府支持派（吏党）候補をより多く当選させ、衆議院の議院運営を円滑にするために様々な手段で干渉した事件である。当時民党と呼ばれた自由党、改進黨は干渉に反発し、各地で死傷者がでる事態となった。選挙後の帝国議會や府県議會では干渉した政府や警察に対する責任追及が大きな焦点となった。

大きな政治問題に発展した当事件に関しては、すでに多くの研究がある。⁽¹⁾特に天皇から政府、さらには知事、

警察官への垂直的な指令伝達を重視している説と、政府・内務省の指令は間接的な投票誘導にとどまり、各府県知事の独自判断が流血の事態を引き起こしたととらえる説⁽³⁾が存在している。最近では、事前に首相に対して干渉方法の具体的提案がなされていたことを指摘する論文⁽⁴⁾、貴族院議員が県知事と連携して干渉に関わっていたことを指摘する論文⁽⁵⁾、当事件で政府が行った言論規制について明らかにした論文⁽⁶⁾なども現れている。また、死傷者が最も多かった高知県に関しては地方史の視点も含めて研究がなされているが、次に多かった佐賀県の選挙干渉に関する論文は、わずかに尾形善次郎氏が『佐賀新聞』⁽⁷⁾と『衆議院議員総選挙二就テノ始末』⁽⁸⁾を用いて事件をまとめたものだけである⁽⁹⁾。したがって、佐賀県における選挙干渉事件の実態は明らかにされていないのが現状である。

特に、大木喬任が佐賀県の選挙に介入したという重要な指摘がなされているが⁽¹⁰⁾、その内容は不明である。なお、大木は佐賀出身で明治政府の要職を歴任した人物であり、第一次松方内閣では文部大臣を務めていた⁽¹¹⁾。しかし、これまでの研究において、大木は同時代に活躍した政治家に比べ扱いが少なく、政治力を評価する声はあまり聞かれない⁽¹²⁾。また、高知は憲兵が派遣されたことで騒動が収束に向かったが、佐賀には、憲兵のみならず陸軍の歩兵が派遣される異例の事態になった。なぜ佐賀に高知以上の対応がなされたのかについても不明である。

本稿では、第二回総選挙における大木喬任の動きを「大木文書」（明治大学博物館蔵）をはじめとする諸文書を用いて明らかにしたい。また、憲兵・歩兵の派遣については、主に防衛研究所や国立公文書館が所蔵する公文書を用いて、その派遣経緯を詳しく検討したい。それにより、佐賀県における選挙干渉の実態についてできる限り詳しく明らかにするものである。

二 佐賀県の政治的状况

本章では、第二回総選挙前の佐賀県の政治的状况について述べていく。

佐賀県では、明治二十一年に武富時敏を中心とした郷党会（「肥筑派」）が結成された。翌年には、それに対抗して家永恭種を会長、牛島秀一郎を副会長とする同成会（「佐賀派」）が結成され、以後両派は対立関係にあった。両派とも自由党系の党派ではあったが、二派に分かれた背景には、武富に対して嫌悪感がある者と、保守的な思想の持ち主が同成会に集まったという要因があったようだ。例えば、二十二年十月に長崎で開かれた九州同志会においては、両派が代表を派遣した。その席上で、同成会の代表が大隈外相の条約改正に反対することを九州同志会の政策として掲げることがを主張したが、全体には受け入れられず、福岡の玄洋社とともに退会している。⁽¹³⁾

二十三年八月、郷党会は武富を中心とした立憲自由党支部結成を期に解散を宣言するが、佐賀県内の政治勢力としては残り、以後、佐賀県下の党派争いは郷党会と同成会から系譜をたどることができるといえる。なお、佐賀出身の大隈率いる改進黨の勢力は佐賀には存在せず、武富時敏が個人的につながりをもっていた。

二十四年頃の情勢としては、郷党会が勢力を保ち、県会議員、郡長、村長など県政上の要職をほぼ独占し、「盤根錯節強大の勢力」を誇り、土木・勸業・警察・衛生など自派の政略に不利なものは悉く排斥しているといわれた。⁽¹⁴⁾一方の同成会は「僅かに佐賀市及び県の西北辺隅に遺党を存するのみ」という状況で、「熊本福岡等」の保守主義者と連携をとっていた。⁽¹⁵⁾

表1 佐賀県衆議院議員選挙結果（第1回～第3回）

| | 第1区（定員2名） | 第2区（定員1名） | 第3区（定員1名） |
|-----|---|------------------------------|------------------------------|
| | 佐賀郡、小城郡、神埼郡、 基肆養父三根郡 | 東松浦郡、西松浦郡 | 杵島郡、藤津郡 |
| 第1回 | 松田正久（自俱） 4548 武富時敏（議集） 4310 家永恭種（自） 973 | 天野為之（議集） 798 河村藤四郎（国） 781 | 二位景暢（議集） 2295 綾部六郎 3 |
| 第2回 | 坂元規貞（中交） 2994 牛島秀一郎（中交） 2983 武富時敏（改） 1523 松田正久（自） 1509 | 川原茂輔（中交） 811 天野為之（改） 650 | 五十村良行（中交） 988 二位景暢（改） 977 |
| 第3回 | 武富時敏（革） 3218 野田常貞（革） 2785 松田正久（自） 1803 江副靖臣（自） 966 | 中江豊造（自由） 759 川原茂輔（自由） 613 | 二位景暢（革） 1856 |

注1 衆議院事務局編『第一回乃至第七回衆議院議員総選挙一覧』（明治三十七年、五六一五七頁）により作成した。

注2 太字は当選者を表わす。

そして、第一回衆議院議員選挙では、佐賀県の選挙区は三区に分かれた。第一区（定員二名）は佐賀郡、小城郡、神埼郡、三根・養父・基肆郡を範囲とする最大の選挙区であり、第二区（定員一名）は東松浦郡、西松浦郡、第三区（定員一名）は杵島郡、藤津郡をそれぞれ範囲とする選挙区である。選挙の結果、一区は松田正久⁽¹⁶⁾・武富時敏⁽¹⁷⁾、二区は天野為之⁽¹⁸⁾、三区は二位景暢⁽¹⁹⁾の郷党会候補四人が勝利した（表1は第一回から第三回までの選挙結果である）。ただし、二区は十七票差での辛勝であり、最も同成会の勢力が強い地域であった。帝国議会開会后、松田、武富、二位は弥生倶楽部（自由党の院内会派）、天野は議員集会所（改進黨の院内会派）に所属した。

吏党側としては、郷党会の前議員に対抗するためには、対立関係にあった同成会から候補を探す必要があった。もともと同成会は自由党系の党派ではあるが、政府・県の後盾のもと、吏党として活動することとなった⁽²⁰⁾。まず、二区に第一回総選挙で天野為之に敗れた河村藤四郎を勧誘したが、逡巡したため議論が起こり、結局県会議員の川原茂

輔を擁立することとなった⁽²¹⁾。次に三区の二位に対抗する人材を探したが難航した。第一回総選挙で立候補の意志をもっていた愛媛県収税長の五十村良行⁽²³⁾に内意を伝えたところ、承諾を得た。そして、吏党側には一区の松田・武富を排斥しなければ総選挙の目的を達せられないという認識があった。ところが、忠良の人物に被選挙格がなく、資格がある者は勝つ自信がないと逡巡し承諾を得られない。佐賀新聞の主幹である江副靖臣が立候補の意欲をみせた⁽²⁴⁾が、同成会内で意見が異なる者もあり、内紛が生じた。結局、江副を説得し立候補を断念させ、坂元規貞⁽²⁴⁾、牛島秀一郎⁽²⁵⁾を擁立することに決した。

三 大木喬任と選挙干渉事件

本章では、第二回総選挙における佐賀県の選挙運動の経過を、大木喬任の動きを中心に詳しくみていく。

(一) 目的と方針

明治二十四年十二月二十五日、第一次松方内閣は予算審議をめぐって民党と対立し、第二議会は解散された。第二回衆議院議員選挙の期日は翌年二月十五日と決まった。政府の選挙に対する運動については、内務省の動き以外にも、閣僚をはじめ藩閥関係者が自らの出身地や結びつき⁽²⁶⁾の強い人物に対して関与した。佐賀出身の大木喬任は、当時文部大臣を務めていた。大木の選挙に対する姿勢について、佐賀県第一区の民党候補・武富時敏は次のように述べている。

時の内閣に伴食の一員たる大木伯は自己の出身地から政府党議員を出して、手柄顔をしたければ、非常に奮発をしたものである。如何なる非法を為しても構はぬ。後日の責は総て自分が負ふから、何としても反対党の挙らぬ様にせよ、と地方官に内命したのでさなきだに政府の趣意が干渉に在る上に、県地出身の大臣がソウ意気込なれば、地方官は朝敵征伐の気になつて仕舞つた。

武富によれば、大木は政府党議員を出す「手柄」のために「非法」な手段を用いても民党候補を落選させるよう地方官に内命したという。

大木の選挙干渉にかける意気込みについては、大木に近い古賀廉造も次のように述べている。⁽²⁷⁾

……大木伯は我力を以て自由に為し得る者を挙くるとの考を以て我意中の人を挙くるには容易に法を以てすることの出来ざるに於ては止むを得ず他の方法を取て内閣挙て全国の選挙干渉をなすべしとのことであつた……其実はこの干渉事件は大木伯が発起人である、其時の先生の大に信したのは、先生実は大望ありて干渉の実を挙げんならば、又この事成功せしならば頗る政事上に勢力を得るならむ、勢力を得れば此に於て大に自由にすることが出来ん又総理大臣にもならうとの考である……

古賀によれば、大木の第二回総選挙に対する姿勢は、自分の力で操縦できる人物を当選させるためには適法手段で無理ならば選挙干渉をすべきであり、それが成功すれば大木自身も勢力を拡大させ、いずれは総理大臣になることも視野に入るといふものであつた。

以上のように、武富と古賀の述べる大木の姿勢はほぼ一致しており、大木が総理大臣への野心をもっていたかどうかは定かではないが、第二回総選挙を政界における勢力拡大の好機ととらえ、干渉してでも意中の候補を当選させようと野心をもっていたことがわかる。⁽²⁸⁾

解散直後、藩閥内には同じく佐賀出身の副島種臣が佐賀に赴き遊説する計画があったが、十分な勝算が見込めず断念した。その後、大木が「彼是レニ工夫」したところ、「近来幸之事有之、好機トシテ実ハ手ヲ付ケ罷存候」と選挙に関与しはじめたことを松方首相に伝えている。⁽²⁹⁾一月十日には、高島鞆之助陸軍大臣が松方首相に「佐賀之模様も、大木、副島君杯之御高配ニ依リ、頗ル面白狀況ヲ呈シ、見込相立候様御座候」と状況の好転を伝え、大木に選挙資金として二千元を渡すよう頼んだ。

佐賀の選挙に対する大木の基本戦略は次の通りである。⁽³¹⁾

困基ナリ角力ナリ相手即チ敵ト競争スルモノハ大小ニ拘ラズ兵機ノ作用ニ依ラザルヲ得ズ兵機ノ作用トハ所謂虚実是也佐賀ノ形勢ヲ考フルニ第一区ハ頭首ナリ第二第三ハ手足ナリ敵ノ最争フ所ハ第一区ニ在ルコト知ル可キ而已

大木によれば、敵との競争には兵機的作用が重要であり、兵機とは虚実であるという。意味をとらえにくい言葉だが、おそらく駆け引きのことをいっているのである。佐賀における駆け引きでは、一区が頭であり、二区、三区は手足であるから、一区に注力することを重要視している。

現地で大木の指示を受けて選挙工作に乗り出したのは、赤司欽一浦和地裁検事正であった。赤司は、一月中

旬に佐賀に入り、三十一日には有志が懇親会を開いて赤司を歓迎した。⁽³²⁾ 民党側資料によると、赤司は選挙人に書簡を送り、佐賀の人々に影響力をもつ鍋島直大の意向について、「解散を命ぜられたる前議員は 天皇の意に背きたるもの」であるから、「坂元規貞、牛島秀一郎を選挙相成候補御尽力被下候」と、鍋島の意向通り吏党候補への投票を呼びかけたという。⁽³³⁾ 以後、鍋島の意向が官吏どちらに向いているかは大きな関心事となる。そして、二月十一日には、「三郡へ三々徘徊シテ今帰へレリ三郡ハ五分ラシメタリ全部勝利ナル事ハ大伯へ報⁽³⁴⁾ゼリ」と、選挙工作を終了したことを報告している。赤司は病気もあり、全区で勝算の見通しがついたことから帰京しようとしたが、知事、警部長に十五日までは残るよう引き留められた。

(二) 買収と資金

赤司から勝利の見通しを聞いた大木は、「勝ツト思テユタンシテ金ヲ借ムベカラス未定者ノ一票下落シテ三円トナル時ハ敵ハ三百円ニテ百人ヲ得ルニ至ル⁽³⁵⁾」と述べ、最後まで工作を続けるよう指示した。巷間では選挙人買収の相場を推測する新聞もあったが、⁽³⁶⁾ 閣僚が具体的な買収の相場に言及しているのは珍しい。実際に佐賀の県会議員選挙では一票三円で売買された例がある。大木が下落して三円と述べていることから、赤司の工作ではそれ以上の金額で選挙人を買収してきたと判断できる。

警察資料によれば、有権者の中には、高値の方に投票するといつて民吏両勢力を天秤にかけ金額をつり上げる者や、投票売買は違法と説諭されると、対価がなければ民党に投票すると開き直る者もいたという。⁽³⁷⁾ したがって、単純に当時の有権者は一方の買収の働きかけに唯々諾々として応じたとみるのは誤りである。むしろ、政府の議会における苦境と選挙への干渉方針から官吏がどうしても票を獲得しなければならぬ事情を読み取っ

て、買取価格の最大化を狙う計算高い有権者像が浮かび上がる。また、それゆえ投票売買のマネーゲーム化が生じ、激戦区であればあるほど、一票の買取価格が高騰していくことになる。

干渉に用いられた資金について、資料に現れたものを重複を厭わず示すと次の通りである。第一に、先述の一月に高島が仲介して松方首相に支出を依頼した二千円である。第二に、赤司が二月七日までに消費した六千円、他に赤司は三千円を警察に渡し、残りは六千円だと大木に伝えている。このときに大木は政府からの五百円を送ったほか、自らの小作米を売却する指示を与えている⁽³⁸⁾。第三に、二月八日に樺山知事が西郷従道に政府への働きかけを依頼した二千五百円である⁽³⁹⁾。高島仲介分は大木に渡ったとすれば、赤司の述べた金額に含まれると考えるのが自然である。したがって、すべてが実際に支出されたとすれば、資料に現れた分だけで合計一万八千円が用いられたことになる。なお、民党側資料は、三万円余りが東京から佐賀の吏党に送金されたことを銀行関係者の言葉として紹介している⁽⁴⁰⁾。

(三) 具体策

その後、樺山知事は佐賀一区の郷党会派郡長を次々に罷免していった。一月十八日、横尾純喬佐賀郡長を罷免し、六角耕雲広島県典獄を起用した。十九日、花房重治藤津郡長を罷免し、田中馨治神埼郡長を転任させ、神埼郡長に田中坤六警部長の部下である神代沢身警務課長兼保安課長を任命した。また石井翼小城郡長を罷免し、広島県典獄に転任させた。二十二日、小城郡長は六角佐賀郡長に兼任させた。この人事により、佐賀・小城は六角郡長、神埼は神代郡長という選挙に向けて万全の布陣を整えた。

郡長交代の意義について、警察資料は次のように説明する⁽⁴¹⁾。郡長は村長を監督し、村長は村会議員や区長を

監督し、村法で村民を統轄している。したがって個人としての意向ではなく村民一同の意向が尊重される。この状況は郷党会が県政を支配してきたため民党に有利であった。ところが郡長が吏党側の人物に転じれば局面は一変する。

郡長交代によつて現れた効果の一例を挙げれば、六角郡長は末永泰吉郎郡書記に対して「所務は勿論其他充分の御尽力偏に希望致候尚ほ寸暇を得は出郡可致」と述べ、本来の職務外に出張して選挙運動を行うことを推奨している。また、「過激の民党一日に氣勢を失するに至る是れ勢ひ真の輿論に非らざるを証する」と述べており、吏党側に肩入れしていることは明白である。⁽⁴²⁾

郡長交代を期に選挙戦は吏党に有利に動きはじめたらしく、高橋新吉は松方首相に佐賀県の状況を次のように伝えた。⁽⁴³⁾

二白、佐賀県ハ従来自由党之巢窟トモ云ヘキ所ニ而、郡長迄も多クハ其党類ノ者ニ有之、此度ノ物^{モノ}選挙ニ於而ハ、所詮味方ノ議員選挙ハ無覚束被存候処、知事非常之憤発ニ而、数名ノ郡長ヲ転免有之、為ニ党勢意外ニ頓挫シ、村長等ハ、多クハ其決心ノ為メ大ニ味方ニ来附スル有様ニ而、彼是都合宜敷様子ニ御座候、世評ニよれハ、巨魁ナル松田、武富ノ両氏モ、或ハ再選六カシカラントノ事ニ御座候、最初知事カ郡長ヲ転免スルトキハ、激昂非常ナラントノ^{モト}県念モ不少候得共、其後更ニ夫等之事も無之様子ニ而、是ハ意外之事ニ御座候、

この書簡により、郡長交代人事の結果、村長らが吏党に味方するようになり、一区の松田、武富の再選が危

うい情勢に転じたこと、さらに、民党側が人事に対して特段の反応をみせていないことがわかる。

田中警部長も二月一日の時点で、大木に対して「御庇蔭ヲ以テ局面モ一変シ最早充分ノ勝算ト認め候⁽⁴⁴⁾」と伝え、選挙戦勝利に自信をみせている。

先述の通り、従来佐賀県政は郷党会派の勢力が強く、大木、副島は鍋島直大と郷党派の連携を警戒していた。まず、大木・副島は連名で樺山知事に対して、鍋島家の田中清輔家令に選挙に関係しないよう指示したが、それは表面に出ないようという趣旨であることを伝えている⁽⁴⁵⁾。吏党は、この指示を民党側が材料として利用することに對抗し、『佐賀新聞』上で数回にわたって、指示が偽造であることを主張した⁽⁴⁶⁾。次に、大木は田中家令に対して書簡を送り、「右旧城地御買上代金之幾分を以て反对者之運動費に充ツルノ計画あるやの聞へ有之」、これが事実とすれば、「直大公之御名目にも相関し且為邦家不相成候」、したがって「今般議員選挙相済候までハ断然御拒絶相成候様」と伝えた⁽⁴⁷⁾。これは、鍋島直大が旧城内の土地を一万円で買い上げ、その一部を郷党派の運動費として与える計画を立てているという情報があり⁽⁴⁸⁾、それを選挙終了まで実行させないため、大木が田中家令に要請したものである。

次に、『佐賀新聞』買収についてみておく。

佐賀においては、明治十七年八月に江副靖臣が発刊した『佐賀新聞』と、十九年四月に武富時敏が発刊した『肥筑日報』の二紙が対立関係にあった⁽⁴⁹⁾。ただし両紙とも自由党系の民権派の立場に立っており、内容というよりも郷党会と同成会の対立を反映していたといえる。

第二議会解散後、『佐賀新聞』は反武富・反郷党会ではありながら、政府に対して批判的であった。ところが、郷党会系『肥筑日報』に對抗するため、内務省の大浦兼武主事と大木は『佐賀新聞』の買収を企図した。

実際の売買契約は中村純九郎と古賀廉造が立ち会って結んだ。⁽⁵⁰⁾ 民党側が四千五百円と伝えた買収資金⁽⁵¹⁾は政府から出すことになっていたらしく、大木は松方に経費精算について事情を説明する中で、「新聞事業之如キハ、
後来ニ係ル義ニ付、不得止レハ後日ニ廻シ」と述べている。⁽⁵²⁾

そして、二月四日付『佐賀新聞』一面には、江副靖臣が新聞事業を第一区吏党候補者である坂元規貞に売却したとの特別広告が掲載された。以後、同紙は吏党の機関紙として、「邪党を痛劇攻撃し正義の党を助けて以て正理として社会に顕明ならしめん」(二月四日付)という方針を示し、明確に吏党に与して選挙関係の記事を掲載しはじめた。

以上のように、大木は、司法卿・司法大臣時代に築き上げた「大木派」ともいべき人脈を用いて、佐賀の選挙に干渉した。⁽⁵³⁾ 政府からの資金のみならず私財まで投じて干渉した目的は自らの政治勢力拡大であった。確認できるだけでも、高木秀臣東京控訴院検事長、赤司欽一浦和地裁検事正、古賀廉造東京地裁検事、中村純九郎会計検査官補が関わったことがわかる。このうち、赤司が知事や警部長と連絡をとりつつ、現地での選挙工作に従事し、中村が佐賀、大木、大浦内務省主事との連絡役を務め、東京の高木や古賀とも連携していた。

四 佐賀県の選挙干渉と治安維持

本章では、選挙戦の激化の経緯と、取締りのために憲兵と歩兵が派遣され、保安条例が施行された経緯について、公文書を中心として詳しく述べていく。

(二) 民党側の動き

民党側の動きは、前回選挙の全勝の記憶もあってか、出遅れていた。

一月十日、江藤新作は大隈重信に佐賀県の状況を報告した。⁽⁵⁴⁾ 江藤によれば、吏党候補は一区に坂元規貞、永田暉明、二区に古川一簡または川原茂輔、三区に江副靖臣と顔ぶれが固まりつつあるが、まだ公然と運動していない状況で、一、三区は安泰だが、二区が最も困難と報告している。二区は天野為之が「引込主義」で候補辞退状を支持者に送っており、再選のためには佐賀入りする必要があるとみている。十四日、江藤は再び大隈に書簡を送り、吏党候補の顔ぶれを、一区に坂元、牛島秀一郎、二区に川原、三区に「伊賀村某 官吏」と報告した。情勢としては、依然として一、三区は安泰だが、二区が厳しいと伝えた。⁽⁵⁵⁾ 一月初めの時点では、民党側は吏党側の動きを憂慮せず、「侮笑」⁽⁵⁶⁾ していたが、十日過ぎには形勢が変化したことに気づき、民党候補に帰県を促しはじめた。

民党側の最大の課題は資金に乏しいことであり、実効性のある運動手段をなかなかとれなかった。ようやく議会報告と地価修正請願を話題とした懇親会を開き、演説で政府を批判しはじめたのは一月中旬であった。⁽⁵⁶⁾ 旧鹿島藩主鍋島直彬と原忠順貴族院議員が民党を応援するとの報道もあったが、⁽⁵⁷⁾ 運動は低調であった。

一月末になり、一区では地価修正を実行させるために武富・松田に投票する旨の誓約書を民党陣営が有権者に配り歩く運動がようやくはじまった。⁽⁵⁸⁾

二月に入り、選挙も激しさをみせ、民党側も壮士を雇い入れ、活発な運動をはじめた。二月五日、松田正久は田代進四郎宛書簡で次のように情勢を伝えている。⁽⁵⁹⁾

華墨拝読仕候。我県選挙は競争尤も激烈、就中、県官、警察官の横暴は、言語道断と申すの外、批評の下し様も無之仕儀に御座候。反対者は……政府の候補者に而、資金は十分、加ふるに県官、郡吏、警察官等は、右候補者の代表人となりて、表面裏面の運動を為し、目下は殆ど無政府の有様に陥り申候。……小生等の運動は、現在方略杜絶し、唯だ故旧知人に就きて、議会の始末を談話し、民党の精神を言はゞ、内密に吐露する位に止まり候、去りながら、愚民とは云ふ者の、大体の理非曲直は、多少分別の輩も有之、選挙人総体は、収賄若しくは、威力恐嚇の為め動揺するに非ず、先づ今日の分にては、六分丈の勝利は大丈夫と計算致在候。尤も今後或は反対より、非常の暴手段に出づるも不測候故、正当防衛の手筈、準備の如何に関係も有之事と被存候。如斯不法無道の世界には、吾々如き仁人、君子は、生活を厭ふの心地致候。御一笑に付す。

これによれば、吏党候補には資金力があり、県吏、郡吏、警察が味方して運動していること、「無政府」、「不法無道」の状態に陥っている状況であること、松田側の運動は支持者に議会の報告と民党の精神を吐露するだけであること、しかし、有権者が吏党側の買収、脅迫には応じないであろうという見込みのもと、なお六分の勝利と計算していることがわかる。また、松田が自らを「君子」、有権者を「愚民」と明確に峻別している点からも、有権者への有効な働きかけの具体的方法を持ち合わせておらず、達観している様子が見えがえる。

(二) 官民の衝突

激しさを増した選挙戦の中で、暴力事件が発生しはじめた。民党側は警察が職務を放棄し、吏党候補の応援

に奔走していることを指摘し、吏党の暴行が二月九日頃から全区ではじまったととらえている。例えば、二月十日、第二区候補の天野為之は、唐津から伊万里へ赴く途上で数十名の暴漢に襲われ、腰部を打撲した。同行の賀来昌之も額に三ヶ所負傷した。⁽⁶⁰⁾一方で、十一日、樺山知事から小松原警保局長に対して、着実派（吏党）事務所に対する襲撃があり、一名が重傷との報告がなされ、小松原はその報告を松方首相に転送した。⁽⁶¹⁾次に、最大の騒動となった小城郡小城町の殺傷事件は、民党側資料と警察資料で見解が異なり、事実認定が難しいため、両方を取り上げる。

民党側の見解は以下の通りである。二月十五日午前三時頃、民党側火番六名が巡回中に巡查三名が吏党派の「悪漢」十五、六名を率いているところに遭遇し、突如斬りつけられ一名が重傷を負った。この事件を小城警察署に訴えたところ、鷲崎頼之署長は「その位のこととは当然なり。今夜中に民党某々の首を打ち落とすべし」と返答した。この言葉を聞いた民党支持者千人が激昂し、吏党側の事務所を襲撃した。騒動の中で巡查一名、「悪漢」一名が殺され、他に三名が即死し、負傷者が数名出た。警察署の署長以下の署員は佐賀へ逃げた。⁽⁶²⁾

これに対し、警察側の見解は以下の通りである。二月十四日午後十二時頃、氏名不詳男子二名が小城警察署を訪れ、民党百三十名が武器を携帯し、人家に侵入し、吏党側事務所を襲撃していると報告したため、鎮圧のため巡查を派遣した。吏党派壮士十名が応援のため巡查を「尾行」した。現地では民党側が斬りつけてきたため、巡查が防御し、壮士が巡查に加勢すると暴徒は逃走した。追跡したが暴徒が攻撃してきたため壮士と共に防御したが劣勢で一旦警察署に引き揚げたのが十五日午前三時頃であった。壮士の氏名を確認するべきだったが、民党の騒擾のため時間がなかった。その後民党の消防夫など千人以上が警察署・吏党事務所の襲撃を企図し、先に事務所を襲撃した後、午前七時に整列した。他の民党二百名が警察署を襲撃する様子があり、巡查七

名では左右の暴徒に対応できないため警察署に籠城した。暴徒数百名に警察署を取り囲まれたため、籠城策を捨て、血路を開こうと一列に抜剣し佐賀に引き揚げた。その際に巡查一名斬殺され、郡書記一名が負傷した。⁽⁶³⁾

両者の記録を比較して特徴的な点を挙げると、両方の資料から、警察が吏党側の人間と行動を共にしていることが判明する。次に警察資料には登場しないが、鷲崎署長の言動が民党側の怒りを買ったということがわかる。また、警察資料の吏党派壮士が巡查を「尾行」し、一緒に民党側と戦わざるを得ない状況になったという苦しい釈明をみると、警察官が「悪漢」を率いているという民党側の指摘は妥当と考えるべきであろう。しかも、通報の男子や吏党派壮士の氏名を一切記録していないことを弁明している点も不可解である。これらの点をふまえると、警察側は受け身で防衛姿勢であったという説明は事実と異なるのではないかとの疑念が生じる。

そして、民党側資料に登場した鷲崎署長は、別の資料によれば、配下の巡查に対して松田正久を殺せと命じて捜索させたため、松田の身边は民党側壮士によって警護されていた。⁽⁶⁴⁾『佐賀新聞』は、二月十七日、松田拘引のために警部と巡查四名が佐賀警察署から小城に向かったと報じ、十九日には警察が松田の自宅を捜索したと報じた。ただし、二十一日に小城警察署が家宅捜索を「事実全く無根」として訂正を求める記事が掲載された。一説には、「松田拘引」の号外が町で配られたという。⁽⁶⁵⁾身の危険を感じた松田は変装した上で、小城から神戸を経由し、東京へ逃亡した。⁽⁶⁶⁾

この間の経緯についても、先の小城騒動と同様、新聞報道や当事者の伝記などからでは何が事実か判然としないが、水面下では、実際に松田拘引を狙った動きが存在した。佐賀で選挙工作に従事していた中村純九郎が二月十八日に大木喬任に宛てた書簡によると、「大浦曰ク巨魁ハ松田ナル筈ニ県会議員位ニ令状ヲ発シ居リテハ手緩シ古賀ヨリ司法省へ促シ呉レ⁽⁶⁷⁾」と、内務省の大浦兼武主事が古賀廉造東京地裁検事を経由して、司法省

に松田拘引の令状を発行するよう要請した。それを受けて、中村と古賀が佐賀出身の高木秀臣東京控訴院検事にその旨を伝えた。ところが、高木の働きかけに対して、「司法省ハ反テ余リ干渉スルナト云フ意ヲ伝ヘアリ」⁽⁶⁸⁾と、司法省が令状発行に消極的な姿勢であったため、実際には令状は発行されなかった。ただし、松田拘引の噂は広く伝わったらしく、後日、松田の身を心配する大隈重信に対して、江藤新作は「検事迄拘引状を發したるや否やに付相尋候処、決して左様なる事は無之と相答候」⁽⁶⁹⁾と報告している。

なお、警察が投票日以降も執拗に松田を搜索したのは、選挙結果を動かすためではなく、衆議院議員選挙法第十七条の「刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ保釈中ニ在ル者ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ選挙権ヲ行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス」⁽⁷⁰⁾という規定を用いて、松田の被選人資格を剥奪する目的があつたと推測される。すなわち、開票の結果として松田が当選しても議員にはなれないよう周到な工作を企図していたということになる。

(三) 憲兵・歩兵派遣の経緯

第二回衆議院議員選挙の投票日である二月十五日午前九時四十分、樺山資雄佐賀県知事は、高島鞆之助陸相に対して暗号による至急電を發し現地の混乱を報告し、憲兵隊の派遣を要請した⁽⁷¹⁾。知事は、川上村で民党三百人が刀剣棍棒をもって駐在所を襲撃した件や、久保村で着実派壮士が民党側助役の家を破壊した件、その他小城郡や小田村での紛擾を具体的に挙げ、治安維持のため「臨時巡查三十名を雇い入れ」たが「不穩の状」があり、十分な人員がいないと「着実派の勝敗にも関し容易ならず」という理由と、民党が「投票函を奪取」しようとしているという二つの理由から憲兵隊の派遣を要請している。この電報は暗号のまま保存され、解説した資料は残されておらず、これまでの研究では用いられていない。この資料により、知事の本音が着実派を勝た

せるために憲兵隊を使って治安を維持したいという点にあることが明白である。しかも投票函の奪取については風評が広がったが、「何等騒動なかりし」、「何事なく平穩」⁽⁷²⁾と警察が報告したことをみれば、過度に民衆の騒動を恐れたか、もしくは治安維持の口実として利用したことが疑われる。

知事からの派遣要請を受けて、陸軍は熊本憲兵隊の一分隊に対して佐賀県への派遣を命令した。十七日には一分隊が増員派遣されている。結局、三月一日に上士官一名と二伍を残し帰隊し、十日には残りの隊員も引き揚げた。⁽⁷³⁾

さらに樺山知事は、小城警察署が六、七百人の暴漢に包囲され、小田分署も同様に包囲され警察人員が不足していることを理由として、十五日午前十一時七分に電報を陸軍に発し、歩兵の派遣を要請した。⁽⁷⁴⁾ 憲兵派遣要請から二時間も経過していない時点である。民衆側も歩兵派遣について「県民何の故たるやを解せず」、県知事が十七日の開票結果を受けた民衆の暴発を恐れ、事前に鎮庄に備えたのではないかという推測をしている。⁽⁷⁵⁾ 要請を受けて、陸軍は熊本駐屯の歩兵第六師団第二十四連隊第四中隊を派遣することを決め、⁽⁷⁶⁾ 中隊は午後六時十八分の汽車で福岡を出発し、八時に佐賀に到着した。その後、中原、小城、高橋に各一小隊を配置し、治安回復に努めたが、到着したときにはすでに暴動は収まっていた。⁽⁷⁷⁾ 任務を完了した歩兵は二月二十日に帰営した。

憲兵の派遣期間の長さや知事の要請電報の詳細さに比べ、歩兵の方は期間も短く、電報も簡潔であり、知事がなぜ歩兵派遣を必要としたのか判然としない。歩兵を現地に配置した後に憲兵の増員を要請している点も不可解である。少なくとも憲兵隊で抑えられない事態が起きたから歩兵を要請したのではない。十七日の開票を騒動なく実施するために呼んだと考えるのが妥当かもしれない。

(四) 再投票と保安条例施行

投票日の混乱は、第三区の古川龍張選挙長が杵島郡橋下村、北方村、福地村について騒動を理由として投票を中止する事態にまで発展した。

再投票の理由について、第三議会前に集められた情報によると、民党側の見方は次の通りである。⁽⁷⁸⁾

……暴威を逞し選挙人を脅迫せしも吏党の勝算立たざるを以て、十五日午後、各村の投票既に大抵完了を告げんとするの際に至り、遽かに選挙長なる杵島郡長古川龍張は投票中止を命じたり。初め中止を命じたるは十四ヶ村なりしも、内十一ヶ村は既に投票函閉鎖したる後なるを以て不得已中止の命を取消し、三ヶ村に限り中止を決行せり。……右の三ヶ村に投票所を開かしめ民党の運動を禁遏する為には保安条例を施行し、二百有余名の巡査(福岡、熊本両県の巡査凡そ四十名応援として来れり)を右三ヶ村に押寄せ、選挙人を脅迫し、遂に吏党候補者に投票せしめたり。

これにより、第三区の吏党候補五十村良行が当選できない状況になり、慌てて古川選挙長が投票場十四ヶ所で投票中止を命じたが、投票函の閉鎖が終わっていた十一ヶ所は中止できず、残りの三ヶ所のみ中止させたこと⁽⁷⁹⁾、民党の選挙運動を封じるため保安条例を施行し、警察官が選挙人を脅迫して吏党候補を勝たせたとみていることがわかる。当資料は、その場に居合わせなければわからない状況を詳細に知ることができる貴重なものであるが、あくまでも民党側の情報であることは注意を要する。

そこで、次に吏党側資料を用いて、この間の事情について検討する。樺山知事は書簡で品川内相に次のように報告している。⁽⁸⁰⁾

第三区は投票中止之ケ所三ヶ村有之、来る二十六日再投票之筈に御座候。是は過日紛擾混雜之際裏切者有之、故に今日は甚苦戦の場合に御座候へ共、正義派は及丈け之力は付居申候。右之競争にして双方より兇器を携へ応援之為多数之人民集合致すへき景況に付、不得止保安条例施行之儀相伺候儀に御座候。

これにより、投票中止の決定が下されたのは、投票日の紛擾中に吏党側に「裏切者」が出て選挙に勝てない事態となったためであることがわかる。そして、保安条例の施行は再投票までに民党・吏党双方の競争が激化することを防ぐために必要と考えたこともわかる。「裏切者」というのは、吏党候補に投票する約束をしていた選挙人が民党候補に投票したことを指しているのである。選挙一週間前、樺山知事は「烏合之兵」をまとめ、「今日之勢力」を得ることができたのは、「昼夜之苦心ト、金力之働」があつたからで、今後の六、七日間の勝敗は金力をもって制するしかない⁽⁸¹⁾と述べていた。つまり、脅迫と金の力で従来民党支持者であつた有権者をなびかせてきたのは短期的効果に過ぎなかつたのであり、約束通り投票するかどうかは不確定だつたといつてよいだろう。

実際に警察資料によれば、第一区の報告ではあるが、民党の「威勢に恐怖」し、それまで吏党支持だつた村民が、二月十五日午前三時頃に民党に傾き、消防夫らと隊列を組んで東尾投票所に向かつた。吏党側がその村民を「集合中より検出せんとするも隠匿之を出さず」、結局押し問答の末、吏党側が断念したといふ。⁽⁸²⁾おそら

く各地で同様の状況が生まれ、それを「裏切者」と表現しているものと考えられる。吏党に脅迫・買収されて支持を表明した選挙人も、民党側壮士や消防夫らに護衛され身の安全が確保されれば、民党側に投票する意志を固められる。その点では、郡長交代や脅迫・買収により村の団結が崩れ形勢が逆転した短期的効果が、最後に長期的な人間関係にもとづく民党側の巻き返しにあつて揺らいでいたといえよう。

再投票を四日後に控えた二月二十二日、樺山知事は、保安条例の施行について、品川内相に暗号電報で以下のように正式に要請した。⁽⁸³⁾

県下第三区中、杵島郡之内橋下村、北方村、福地村は暴挙之為め投票中止したる処、来る二十六日再投票之筈なるが、民党に於ては一区二区の失敗を遺憾とし全力を尽くして更に競争するの景況に付、小城地方の如き暴挙を惹き起すは必然の事と存す。全県下の警察官、憲兵にて十分取締りを為すは勿論なれども武器刀剣等を携帯するに於ては容易ならざる事変を生ずる儀に付、本日より向ふ十五日間杵島郡の全部に対し、保安条例第五条第一項第三項の施行を御命令相成度上申す。

これをみると、民党が巻き返しを図り活発に運動していること、二十六日の再投票までの選挙運動で民党が暴挙を起こすのは必然ととらえていること、知事は保安条例施行の対象を杵島郡に限っていることなどがわかる。また、二十二日から三月八日までの十五日間に及ぶ施行を要請している点も特徴である。注意して読めば、要請の時点で現実には起きていることは、民党の全力を尽くした選挙運動であり、暴挙を引き起こすというのは知事の推測に過ぎない。品川への先の私信では、民吏「双方」が選挙応援に集合していると説明していたが、

正式要請では民党側のみを理由としている。したがって、知事は再投票前の民党側の活発な選挙運動による巻き返しを警戒して、運動取締り強化のために保安条例を施行したいと考えたのであろう。その根拠は、第一に、実際に施行された保安条例の適用範囲が申請よりも拡大し、投票が中止された杵島郡だけでなく藤津郡も対象に加わっていることである。⁽⁸⁴⁾これは選挙応援を警戒し隣接地域も対象に含めたと推測できる。第二に、次に挙げるように、適用条文が第五条の第一項、第三項の二項目であることである。⁽⁸⁵⁾

一 凡ソ公衆ノ集会ハ屋内屋外ヲ問ハス及何等名義ヲ以テスルニ拘ハラズ予メ警察官ノ許可ヲ經サル者ハ
総テ之ヲ禁スル事

三 特別ノ理由ニ因リ官庁ノ許可ヲ得タル者ヲ除ク外銃器短銃火薬刀劍仕込杖ノ類総テ携帯運搬販売ヲ禁
スル事

すなわち、要請では取締りのため武器携帯の禁止が必要であることを文章で説明しているが、同時に無許可集会の禁止を定めた第一項の適用も要請している。これは、要請理由とは離れた内容であり、選挙運動の一つである集会・演説を封じる意図が感じられる。

したがって、以上の民党・吏党双方の資料から、第三区では吏党候補の落選を阻止するために選挙長が自らの権限を不当に行使用して投票を中止させたこと、県知事の保安条例施行の申請も表向き理由は民党側の暴挙阻止であったが、実際には再投票で裏切者がでないよう確実に吏党候補を勝たせるための民党対策であったことが判明する。

表2 内務省調査による着実派・過激派候補

| | 第1区 | 第2区 | 第3区 |
|-----|------------------------------|------------------|--------------|
| 着実派 | 牛島秀一郎 阪本則貞 | 河原茂輔 川村 大崎 | 五十村良行 |
| 過激派 | 秀島敬良 武富時敏 松田正久 江副靖臣 | 天野為之 井上孝経 | 永野静雄 二位景暢 |
| 予測 | | | |
| 同成派 | 2522 | 785 | 949 |
| 郷党派 | 2362 | 780 | 925 |

注 「衆議院総選挙議員候補者名簿」(「品川弥二郎文書」国立国会図書館憲政資料室蔵)より作成した。氏名は原資料のままの表記である。

五 選挙結果

これまで述べてきたように、第二回衆議院議員選挙の際、佐賀県では激しい選挙戦が展開された。選挙期間中(二月十八日まで)の佐賀での死傷者は、死亡八人、重傷二十六人、軽傷三十五人であった。⁽⁸⁶⁾死者数は高知の十人に次ぐ多さであり、騒動の大きさを示している。

調査日時は不明だが、内務省の票読みでは、表2の通り、一区は吏党二千五百二十二票、民党二千三百六十票の百六十票差、二区は吏党七百八十五票、民党七百八十票の五票差、三区は吏党九百四十九票、民党九百二十五票の二十四票差で吏党の全勝という予測であるが、⁽⁸⁷⁾いずれも僅差の勝負とみていたことがわかる。

開票の結果、一区は坂元規貞、牛島秀一郎、二区は川原茂輔、三区は五十村良行が当選し、⁽⁸⁸⁾内務省の予測通り吏党側の全勝となった。大木喬任が最も注力した一区は吏党が民党のおよそ二倍の票を獲得し、二区は百六十一票差でいずれも内務省予測よりも差が開いたが、三区は十一票差であった(表1参照)。前述の通り、三区は再投票と保安条例の効果によって吏党候補が勝利することができたといえるだろう。

選挙事務自体に関しては、投票中止決定以外にも、民党側からみ

ると様々な問題があった。まず、規定では郡役所に集めなければならない投票所の投票函を、一区では警察署に集め、十七日になって佐賀郡役所に移送した点⁽⁸⁹⁾。次に、一区の佐賀郡で投票函の閉鎖後に選挙人を脅迫して投票用紙に捺印させた点⁽⁹⁰⁾。いずれも選挙法の規定に反した行動であり、事実とすれば開票までに不正操作が行われたことを疑わせるものである。しかも、警察は選挙運動中に、元民党支持者で後に吏党支持に転じた人物の氏名を必ず報告させており、これを考え合わせれば、警察署で集めた投票函を開けて「裏切者」を特定し、不正に投票を変えさせることも可能である。しかし、佐賀県では当選訴訟の提起がなされなかったため、証拠調査は行われず、選挙結果の変動は起きなかった。

選挙後しばらくして、大木は樺山知事を経由して、三区選出の五十村に対して千円を提供し、領収証を受け取っている⁽⁹²⁾。これは吏党議員としての活動資金の提供と考えられる。すなわち、大木は選挙干渉を通して、当初の狙い通り佐賀県選出議員を「大木派」に加え、政治力を拡大することができたのである。

六 むすび

以上、大木喬任と選挙干渉について佐賀県を事例として検討してきた結果、明らかになったことをまとめた。
い。

まず、第一次松方内閣の文部大臣であった大木喬任は、政府、内務省や県と連絡をとりながら資金面、戦略面において中心となって佐賀県の吏党候補を支援した。従来、閣僚では陸奥宗光農商務大臣や高島鞞之助陸軍大臣が関係の近い候補に肩入れしたことは伝わっているが、あくまでも間接的支援にとどまる。管見の限り、

これほど深く関与した干渉資料が残っているのは、選挙を所管する品川弥二郎内務大臣を除けば大木だけである。しかも、大木は第二回総選挙を自らの政治勢力拡大の好機ととらえ、「大木派」ともいえるべき司法関係の人脈を駆使し、内務省の大浦兼武とも協力しつつ、私財まで投じて佐賀県の選挙に深く介入した。大木の動きからは、議会を意のままに動かせない藩閥政府の苦境を救うという選挙干渉の公的な大義名分だけではなく、従来の研究では指摘されていない、藩閥における地位向上のための政治勢力の拡大という私的な利益追求が見て取れる。そして、結果として大木は擁立した吏党候補全員を当選させ、「大木派」議員を議会での足がかりとすることに成功した。これまでほとんど評価されてこなかった大木の政治力の一端が明らかになった。

一方、民党側に見通しの甘さがあったことは否定できない。第一回総選挙での完全勝利から油断が生じ、攻勢に出る吏党側の動きを「不法無道」とまでとらえ、収賄や脅迫が行われていることを知りながら、懇親会で議会報告を行ったり、内心を吐露したりすれば支援者たちは民党に投票すると樂觀視していた。郡長人事など次々と手を打つ吏党側の動きに対応が遅れ、後手に回った感がある。

ただし、第三区の投票中止と再投票決定は、脅迫・買収を受けながらも民党候補に投票する有権者（「裏切り」）の予想外の多さと吏党候補の苦戦をふまえた、選挙長の恣意的な決定であった可能性がある。保安条例の施行、憲兵・歩兵派遣は、騒擾を沈静化するためだけでなく、再投票で確実に吏党候補を勝たせるため、巻き返しを図る民党側の動きを封じるものでもあったとみるべきであろう。その点で、高知県の騒動を上回る歩兵の派遣という政府の対応は、佐賀県の事態の深刻さを示すというよりも、再投票を念頭に置いた万全の布石であったと考えられる。

佐賀県の選挙干渉は、高知県の事例と類似点が多い。職務外の任務を負った官吏が暗躍し、警察も吏党壮士

と一体化し、脅迫、買収、暴行など違法行為に走った。知事も法令を用いて民党を押しさえ込む力を発揮し続け、その意向を受け、郡長は不当な決定を下した。両県とも吏党候補の勝利という目的のために違法・不法行為が横行し、法令が最大限悪用された。しかし、現職閣僚である大木喬任が選挙干渉を指揮した点で、佐賀県の事例は日本の立憲政治上、重大な汚点を残した事例であるといえる。

注

- (1) 先駆的研究として、高橋雄豺『明治警察史研究』第三卷（令文社、昭和三十八年）、佐々木隆「干渉選挙再考——第二回総選挙と九鬼隆一」『日本歴史』第三九五号、昭和五十六年四月。地方の事例を取り上げたものとして、岡山敏明「書簡にみる岐阜県の選挙干渉」『岐阜史学』第九八号、平成十三年九月、森山誠一「選挙大干渉と石川県」『高知市立自由民権記念館紀要』第三号、平成五年十二月、有馬学「第二回総選挙における永江純一の遭難手記」『九州文化史研究所紀要』第四四号、平成十二年三月、末木孝典「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察——富山県第四区の場合」『法学政治学論究』第五五号、平成十四年十二月、同「明治二十五年・選挙干渉事件の一考察——高知県第二区の場合」『法学政治学論究』第五九号、平成十五年十二月などがある。
- (2) 坂野潤治『大系日本の歴史・近代日本の出発』（小学館ライブラリー、平成五年、一二二—一二四頁）。同『日本の歴史別冊・歴史の読み方7』（朝日新聞社、平成元年）。
- (3) 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、平成四年）。
- (4) 末木孝典「第2回衆議院議員選挙における政府の方針」『選挙学会紀要』第三号、平成十六年十二月。
- (5) 太田健一「明治二十五年の選挙干渉——岡山県知事・貴族院議員の動向を中心に」『倉敷の歴史』第一六号、平成十八年三月。

- (6) 末木孝典「明治二十五年・選挙干渉事件における言論規制」『近代日本研究』第二六卷、平成二十二年一月。
- (7) ただし、『佐賀新聞』は選挙当時、吏党の機関新聞として発行されていたため、記事内容をそのまま歴史的事実と断定するのは難しく、あくまでも二次資料として用いるべきであろう。
- (8) 岩松要輔編『衆議院議員総選挙二就テノ始末』（小城郷土史研究会、昭和四十五年）。当資料は、選挙後の五月から小城郡長、杵島郡長を歴任した石井晋一氏旧蔵資料で、選挙時の警察報告書を翻刻した冊子である。
- (9) 尾形善次郎「佐賀県内に於ける選挙大干渉の経緯——佐賀新聞保存紙をもとに」『高知市立自由民権記念館紀要』第三号、平成五年十二月、四六―五三頁。
- (10) 第三議会で民党側が提出した各地の選挙干渉資料をまとめた「選挙干渉二関スル参考書類」（衆議院事務局、明治二十五年、一三八―一三九頁）は、佐賀出身の副島種臣と大木喬任が選挙に介入したことが騒擾を引き起こした原因として、両者の代理である赤司欽一検事正の吏党候補への投票を促す書面を引用している。また、『読売新聞』（明治二十五年四月十日付）には、「浦和地方裁判所検事赤司欽一氏が其の郷里佐賀県に於て選挙に干渉したるハ大木文部大臣等の指揮に出づるやの如く噂するにぞ佐賀県人某氏ハ大木大臣を訪ひ此の噂若し真ならバ閣下の為に甚だ取らざる所なり云々と忠告」したという記事が掲載された。近年では、重松優「大木喬任伝記資料『談話筆記』について」（『ソシオサイエンス』第二二号、平成十八年三月）が、選挙干渉の黒幕は大木であると語る古賀廉造の談話を引用し、また、明治大学博物館に干渉を指示する大木の書簡が存在することを紹介している。斉藤洋子「内務大臣副島種臣と第三議会」（『社会学論集』第八号、平成十八年九月）も、副島と大木が佐賀県の選挙干渉に関与したことを紹介している。
- (11) 大木喬任（天保三年三月二十三日―明治三十二年九月二十六日）は、東京府知事、民部大輔、民部卿、文部卿、教部卿、参議、司法卿、元老院議長、枢密院議長などの要職を歴任した。大木の履歴を扱ったものとしては、「談話筆記」（大木喬任文書）国立国会図書館憲政資料室蔵、島内嘉市『年譜考大木喬任』（アピアランス工房、平成十四年）、

重松優「青年大木喬任と佐賀勤王党」(『社会学論集』第一号、平成二十年三月) などがある。

(12) 佐々木隆氏は、伊藤博文に過小評価されたことをその一因に挙げながら、一方で「大木派」ともいふべき政治的人脈の存在」を示唆している(佐々木隆「大木喬任関係文書」所収司法・検察関係者書翰翻刻)『参考書誌研究』第六号、平成十九年三月、二頁)。

(13) 佐賀県議会史編纂委員会編『佐賀県議会史』上巻(佐賀県議会事務局、昭和三十三年、二五五頁)。

(14) 前掲『衆議院議員総選挙二就テノ始末』一頁。以下、当資料からの引用はすべて送り仮名を平仮名に改める。

(15) 『自由党党報』第一号、明治二十四年十月二十五日付(文献資料刊行会編『復刻自由党々報』第一巻、柏書房、昭和五十四年、二七頁)。

(16) 松田正久(弘化二年四月十二日―大正三年三月四日)は小城出身で、陸軍省、陸軍裁判所を経て、長崎県会議員を五年間務めた。明治十五年、九州改進黨創立に関わった。その後、検事、鹿児島高等中学造士館教諭兼教頭、文部省参事官を経て、第一回衆議院議員選挙当選(当選七回)。明治三十一年には大蔵大臣、三十三年には文部大臣を務め、三十七年に衆議院議長就任。その後も司法大臣、大蔵大臣を歴任した。大正三年、男爵。

(17) 武富時敏(安政二年十二月九日―昭和十三年十二月二十二日)は佐賀出身で、佐賀県会議員、県会議長を経て、明治二十年佐賀郡長就任。第一回衆議院議員選挙当選(当選十三回)。明治三十年農商務省商工局長、商務局長、大蔵参事官を務め、三十一年内閣書記官長就任。大正三年から逋信大臣、大蔵大臣を歴任した。十三年から勅選貴族院議員。

(18) 天野為之(安政六年十二月―昭和十三年三月二十六日)は東京出身で、東京帝国大学文学部政治理財科卒業後、東京専門学校講師を経て、早稲田大学教授就任。著書『経済原論』がベストセラーとなる。早稲田大学第二代学長、早稲田実業学校校長を務めた。福沢諭吉、田口卯吉と並び「明治の三大経済学者」といわれた。当選一回。

(19) 二位景暢(嘉永二年七月二十日―大正十年一月十三日)は杵島郡出身で、杵島郡長を務めた後、第一回衆議院議員

- 選挙当選（当選四回）。九州鉄道、祐徳軌道株式会社取締役を務めた。二位は選挙の際、党派を明確にしなかったが、当選後郷党会に入った（『佐賀県議会史』上巻、二五八頁）。
- (20) 佐賀県史編さん委員会編『佐賀県史』下巻（佐賀県、昭和四十二年、一一九頁）。
- (21) 川原茂輔（安政六年九月十五日―昭和四年五月十九日）は西松浦郡出身で、明治十七年から佐賀県会議員当選三回、県会議長も務め、昭和四年に第二十六代衆議院議長に選出されたが在職中に死去した。当選十一回。
- (22) 以下の候補擁立の経緯については、前掲『衆議院議員総選挙ニ就テノ始末』（二―三頁）を参照した。
- (23) 五十村良行（嘉永二年十一月二十五日―明治三十七年八月八日）は杵島郡出身で、明治八年に司法省出仕、高知県裁判所判事補、熊本警察署長、十八年山梨県収税長、愛媛県収税長を経て、二十五年大分県参事官、二十八年埼玉県警部長、三十年沖縄県警察部長を歴任した。当選一回。詳しくは高橋雄豺『明治年代の警察部長』（良書普及会、昭和五十一年、三二頁）参照。
- (24) 坂元規貞（嘉永五年一月二日―大正十三年一月十日）は小城郡出身で、弘道館で学び、木原塾長となる。明治九年に長崎県に出仕し、二十年には文部省属となった。鳥尾小弥太を指導者とする『中正日報』の幹事を務めた。当選一回。
- (25) 牛島秀一郎（天保六年―明治三十一年二月五日）は佐賀郡出身で、明治六年に多久原村長となり、佐賀県会議員を二期務めた。武富時敏が県会議長のときには副議長を務めた。当選一回。
- (26) 渋谷作助『武富時敏』（武富時敏）刊行会、昭和九年、一三一―一三三頁）。
- (27) 「大木喬任伯ニ関スル諸名士ノ談話筆記ヨリ・古賀廉造殿断片」（明治二五年ノ選挙干渉史料）（憲政史編纂会収集文書）マイクロフィルム、国立国会図書館憲政資料室蔵。なお、引用に際して片仮名を平仮名に改めた。
- (28) 前掲「大木喬任伝記資料『談話筆記』について」において、重松氏も古賀廉造の述懐を取り上げ、ほぼ同じ見解を示している。

- (29) 十二月二十九日付松方正義宛大木喬任書簡(松方峰雄、兵頭徹編『松方正義関係文書』第八卷、大東文化大学東洋研究所、昭和六十二年、一三三頁)。なお、旧字を新字に改めた(以下、同じ)。
- (30) 一月十日付松方正義宛高島鞆之助書簡(前掲『松方正義関係文書』第八卷、四三〇頁)。
- (31) 二月七日付赤司欽一宛大木喬任書簡控(「大木文書」2ハ26、明治大学博物館蔵)。
- (32) 『佐賀新聞』一月三十一日付。
- (33) 前掲「選挙干渉ニ関スル参考書類」一三九頁。以下、当資料からの引用はすべて送り仮名を平仮名に改める。
- (34) 「赤司欽一発電報訳文」(前掲「大木文書」2ハ39)。
- (35) 二月十四日付高島鞆之助宛大木喬任書簡(神奈川県立文書館蔵山口コレクション)。
- (36) 例えば、『佐賀新聞』(一月二十三日付)は、一票二、三円から競争の激しい所では十、二十円にまで高騰していることを報じた。
- (37) 前掲「衆議院議員総選挙ニ就テノ始末」四頁。
- (38) 前掲二月七日付赤司欽一宛大木喬任書簡控。なお、明治二十四年度に大木が受け取った小作米は二百十二石七斗五毛であった(「明治二十四年度小作関係四点」、「大木喬任文書」国立国会図書館憲政資料室蔵)。大木は小作米の他、邸宅も売却したという(前掲「大木喬任伝記資料」談話筆記)について二五四頁)。
- (39) 二月八日付西郷従道宛樺山資雄書簡(前掲「松方正義関係文書」第九卷、昭和六十三年、六三一―六三三頁)。
- (40) 前掲「選挙干渉ニ関スル参考書類」一五九頁。
- (41) 前掲「衆議院議員総選挙ニ就テノ始末」三三四頁。
- (42) 前掲「選挙干渉ニ関スル参考書類」一四〇頁。書簡は一月三十日付末永泰吉郎宛六角耕雲書簡。
- (43) 一月二十七日付松方正義宛高橋新吉書簡(前掲「松方正義関係文書」第八卷、三八九頁)。
- (44) 明治二十五年二月一日付大木伯爵閣下執事宛田中坤六書簡(前掲「大木文書」2ハ31)。

- (45) 十一日付知事宛大木・副島書簡(前掲「大木文書」2ヨ57)。
- (46) 「忌むべき破壊^マの奸計」(『佐賀新聞』二月九日付)、「鍋島家訓令の偽造」(同十一日付)、「鍋島家訓令の偽造たる確証」(同十二日付)。「副島大木二伯の回電」(同十三日付)。
- (47) 二月四日付田中清輔宛大木喬任(代筆)書簡(前掲「大木文書」2ハ32)。
- (48) 『佐賀新聞』二月十一日付。
- (49) 前掲『佐賀県議会史』上巻、二二〇頁。
- (50) 十九日付大木喬任宛中村純九郎書簡(前掲「大木文書」4ハ106)。
- (51) 前掲「選挙干渉二関スル参考書類」一四〇頁。
- (52) 八月十日付松方正義宛大木喬任書簡(前掲『松方正義関係文書』第八巻、一二二頁)。
- (53) なお、佐賀県選挙への関与以外に、大木は文部大臣としても選挙に関与した。まず、一月二十三日、各府県知事に對して教員が選挙に「他人の爲め妄に奔走誘導する等のこと」があつた場合に「注意取締」するよう内訓を發した(一月二十三日付府県知事宛大木喬任文部大臣内訓「閣省内訓内達編冊」秋田県公文書館蔵、送り仮名を平仮名に改めた)。また、投票日三日前には、大木は内務省の大浦兼武から東京第九区の大学出仕官吏に対して吏党候補白石剛への投票を働きかけるよう依頼されていた(二月十二日付大木伯閣下宛大浦兼武書簡、前掲「大木文書」2ハ33)。
- ただし大浦によれば、官吏らはすでにまもって民党候補の鳩山和夫に賛成、白石剛に反対と決めた様子で、全員を白石支持にするのは困難という認識を示していた。投票前日、辻新次文部次官から、高嶺秀夫高等師範学校長や島田重礼帝国大学文科大学教授への働きかけを行ったが棄権の見通しとの報告があつた(二月十四日付大木伯閣下宛辻新次書簡、前掲「大木文書」2ハ34)。結局、東京第九区は選挙人百七十二人中五十九人が棄権し、白石は四十六票に止まり、六十五票の鳩山に敗北した。
- (54) 一月十日付大隈重信宛江藤新作書簡(早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第二巻、みすず書房、平

成十七年、一九九―二〇〇頁。

(55) 一月十四日付大隈重信宛江藤新作書簡（同前書、二〇〇頁）。

(56) 前掲『衆議院議員総選挙ニ就テノ始末』五頁。

(57) 『佐賀新聞』一月二十四日付。

(58) 『佐賀新聞』一月三十日付。

(59) 笹川多門『松田正久稿』（江村会、昭和十三年、一二五頁）。

(60) 前掲「選挙干渉ニ関スル参考書類」一五四―一五五頁。

(61) 二月十一日付松方正義宛小松原英太郎書簡（前掲『松方正義関係文書』第七卷、昭和六十一年、一七七―一七八頁）。

(62) 前掲「選挙干渉ニ関スル参考書類」一五六―一五八頁。

(63) 前掲『衆議院議員総選挙ニ就テノ始末』六一七頁。

(64) 前掲『松田正久稿』一二四―一二五頁。

(65) 同前書、一二六頁。

(66) 同前書、一二八―一二九頁。

(67) 二月十八日付大木先生宛（中村）純九郎書簡（前掲『大木文書』2ハ36）。

(68) 同前。

(69) 二月二十九日付大隈重信宛江藤新作他二名書簡（前掲『大隈重信関係文書』第二卷、二〇〇頁）。

(70) 『法令全書』明治二十二年二月、法律第三号。

(71) 陸軍大臣宛佐賀県知事電報第一号「第五三号・内務省・佐賀県へ憲兵派遣ノ件」（陸軍省・壹大日記）明治二十五年三月、防衛省防衛研究所蔵。なお、原文は片仮名表記の暗号電報訳であるため、相当する漢字を当てはめた。

(72) 前掲『衆議院議員総選挙ニ就テノ始末』六頁。

- (73) 憲兵の派遣、帰隊については、「公文雜纂」（明治二十五年・第九卷・陸軍省、国立公文書館蔵）参照。
- (74) 「第一四号・佐賀県ヨリ・議員総選挙ニ際シ騷擾ノ為出兵請求ノ件」（前掲「陸軍省・壹大日記」明治二十五年二月）。
- (75) 前掲「選挙干渉ニ関スル参考書類」一五九頁。
- (76) 午後三時二十五分発同六時十五分着電報（前掲「陸軍省・壹大日記」明治二十五年二月）。
- (77) 前掲「衆議院議員総選挙ニ就テノ始末」七頁。
- (78) 前掲「選挙干渉ニ関スル参考書類」一五六頁。なお、引用に際して句読点を適宜付した。第三議会での選挙干渉に關する上奏案の審議では、立川雲平がこの事例を取り上げている（『帝国議會衆議院議事速記録』第四卷、東京大学出版会、昭和五十四年、七〇頁）。
- (79) 前掲「衆議院議員総選挙ニ就テノ始末」（六頁）によると、第一区も同様に選挙長が中止を命じたが投票函を閉めた後だったため取り消されたという。
- (80) 二月二十三日付品川弥二郎宛樺山資雄書簡（尚友俱樂部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』第三卷、山川出版社、平成八年、一七三頁）。
- (81) 前掲二月八日付西郷従道宛樺山資雄書簡。
- (82) 前掲「衆議院議員総選挙ニ就テノ始末」九頁。
- (83) 二月二十二日付内務大臣宛佐賀県知事暗号電報訳（佐賀県下杵島藤津両郡内ノ治安ヲ保持スル為ニ保安条例施行ヲ命ス」、「公文類聚」第十六編・明治二十五年・第四十一卷・警察・行政警察、国立公文書館蔵）。なお、引用に際して送り仮名を平仮名にし、句読点を適宜付した。
- (84) 閣令第二号（同前）。
- (85) 同前。
- (86) 前掲「衆議院議員総選挙ニ就テノ始末」二〇―二二頁。

(87) 「衆議院総選挙議員候補者名簿」(「品川弥二郎文書」九五六、国立国会図書館憲政資料室蔵)。

(88) 当選後の第三議会は全員中央交渉部に所属したが、牛島、川原は第四議会から議員倶楽部に所属し、坂元、五十村は第四議会はともに芝倶楽部、第五議会は坂元が無所属、五十村が政務調査会に所属した。

(89) 前掲「選挙干渉ニ関スル参考書類」一五八頁。

(90) 同前書、一五九頁。

(91) 明治二十五年二月三日付各巡查宛宮本專一郎佐賀警察署長達(同前書、一四四頁)。

(91) 三月二十五日付大木喬任宛樺山資雄書簡(「大木喬任文書」国立国会図書館憲政資料室蔵)。なお、封筒消印から明治二十五年の書簡とわかる。

〔追記〕 本稿は、平成二十三年年度慶應義塾学事振興資金(個人研究B)による成果の一部である。また、本稿の資料収集に際して、明治大学博物館に御配慮を賜ったことに感謝の意を表したい。